

フランス近代公教育制度ゴブレ法制定過程における 初等公教育教員の「国家公務員」化

河田 敦子

本研究の目的は、近代国家建設期における初等公教育教員の「公務員」性の成立過程を公教育発祥の近代国家フランスについて調査検討することにより、「教育への国家権力の介入」が持つ意味について考察を深めることである。近代フランスにおいて初等公教育教員は、ゴブレ法（1886年10月30日公布）および初等教育費負担法（1889年7月19日公布）により「国家公務員」となった。ゴブレ法は、1879年初等教育無償法、1882年初等教育世俗法を公布したフェリー教育改革と連続して捉えられ、ゴブレ公教育大臣に関する先行研究は少ない。本研究は、ゴブレ法の制定過程における上院の議論を中心に調査検討し、公教育大臣ゴブレが何故公教育教員を「国家公務員」としたかを明らかにし、同法成立過程で果たした役割の重要性を示唆している。

キーワード：近代フランス公教育制度 ゴブレ法 「公務員」性 ライシテ 国家公務員

はじめに

本研究の目的は、公教育発祥の近代国家フランスの公教育制度成立過程で教員の「国家公務員」化を規定したゴブレ法（1886年10月30日公布）の成立過程を検討することによって、「国家権力の教育への介入」が持つ意味について考察を深めることである。近年世界的に、グローバリズムか英国のEU離脱やトランプ米大統領に代表される自国第一主義かで意見が分かれ、それぞれの国内外の関係に深刻な対立を生じさせている。このような社会情勢の中で、公教育の「公共性」の理念が、それを担う主体、範囲、財源の問題を含めて大きく問われている。「国家」そのもののあり方が問われる中で、公教育の「公共性」をどのように捉え得るのかを考える糸口を、公教育発祥の国フランスが「公教育の公共性」を創出して来た過程を教員の「公務員」性の変遷から検討することが、本研究の目的である。筆者は、日本学術振興会科学研究費助成事業（基盤（C）平成26年度～29年度）の助成を受け、「教員の『公務員』性成立をめぐる歴史の国際比較」というテーマで研究に取り組んできた。本稿は、その研究成果の一部である。本研究全体は、日本とフランスの教員がどのような社会的背景の中でどのような「公務員」性を付与されてきたかを歴史的に比較検討することを意図しているが、本稿では、紙面の都合上、ゴブレ法制定過程における教員の「国家公務員」化の過程を検討する。

フランスでは、1886年10月30日ゴブレ法（初等教育組織法）および1889年7月19日初等教育費負担法により初等公教育教員が「国家公務員」となった。ゴブレ法は、ジュール・フェリーによる一連の教育改革の到達点とみなされ、「ライクな教育を目指して国家が教育を宗教から切り離し、親・コミュニティの意思から自由になる制度であった。」と評価されている¹⁾。フランス革命後、ゴブレ法および初等教育費負担法に至るまでには、ドヌー法、公教育一般法、初等教育に関する勅令、ギゾー法、カルノー法、

パリュ法、ファルー法、公教育に関する法、デュルイ法、ジュール・シモン法、フェリー法（初等教育無償法・初等教育義務世俗法）、ゴブレ法、初等教育費負担法等の法令が、1795年から1889年の約100年弱の間に公布された。各法令では、フランス革命の精神に基づき、革命期にコンドルセ等によって考案された「公教育の原理」としての義務性、無償性、平等性、宗教および権力からの独立性等をどのように実現するかが課題であった²⁾。中でも、どの行政団体がその義務を担うのか、無償性のための財源確保と教育と宗教の分離については、大きな課題であった。一般的には、フェリー法によってこれらの課題が制度的にはほぼ整備されたと捉えられている。各法令の特徴とその変容については、拙科研費報告書『教員の「公務員」性成立過程をめぐる歴史の国際比較～日本とフランスの比較～』（2019年）にまとめたので、ここでは、フェリー教育改革について簡単に述べる。

1879年、公教育大臣フェリーが公布した初等教育費無償法により教育費が無償となり、同様にフェリーによる1882年初等教育義務世俗法は、第1条で初等教育の内容から宗教教育を排除し、第2条で保護者が行う宗教教育のために週1日休業日を設けることを認め、第3条で初等教育を受けることを6歳から13歳までの子どもに義務付けた。ゴブレ法は、第2条で「初等教育の確立に要するすべての秩序はパブリックなものであり、国家により創立され維持される。」および第17条の「総ての公立学校においては、教育は、ライクな教員にのみ委ねられる」という条文により、ライクな教育が国家により遂行されることが規定されたのである（ライクとは「非宗教的」の意味で、教育が宗教から独立していることを意味している。ライシテはその名詞形である）。ゴブレ法には公教育教員を国家公務員にするという文言は明示されていないが、1889年に公布された初等教育費負担法第2条で初等教員の給与を全額国家が負担することが規定されたため、ゴブレ法と初等教育費負担法をもって、初等公教育教員は「国家公務員」となるとみなされている。

一つ一つの文言について改めて吟味すると、「公教育」とは、『世界大百科事典』によれば、「市民革命期には、私人、私的団体が行う教育に対して、国家、公共団体が行う教育が公教育と観念された。しかし、今日では、＜公＞の意味をどのようにとらえるかによって公教育の意義も異なる。国、地方公共団体のような公権力を＜公＞と同義と解すれば、これらの公権力主体が行う教育が公教育ということになる。これに対して、国民の共通利益の実現を＜公＞と観念すれば、事業主体のいかにによってではなく、事業内容のいかにによって、公教育であるか否かが識別される。」と解説されている。本研究が対象としているのは、19世紀フランスにおいて、まさにこの＜公＞の意味をどのように捉えるかが議論されている過程である。一般に、「公教育の三原則」として、無償性、義務性、宗教的中立性（世俗性）が挙げられるが、本稿が対象としているゴブレ法は、三番目の「宗教的中立性」を確立させるための法律である。この宗教的中立性（世俗性）という言葉の持つ意味は、日本人にはあまり意識されない問題かもしれないが、近代フランスにおいては、革命後約100年をかけて激論を重ねて法制化された公教育の最重要課題であった。そして、それは国家権力と教育との密接な関係性を結んだのである。

「宗教的中立性は、日本人にはあまり意識されない」と書いたが、そうとも言えない。それは、コンドルセがフランス革命期に唱えた公教育の原理として、戦後日本の教育に、堀尾輝久、中内敏夫、兼子仁等によって「公教育に国家権力は介入すべきではない」、「特に道德教育は教会・家庭にまかすべき」という主張で、強い影響を与えたからである³⁾。堀尾は、このような教育思想に立脚し、ゴブレ法をフェリー教育改革の一環として国家権力の公教育への介入と捉え、「コンドルセの教育思想の実現ではなかった」と批判している⁴⁾。堀尾は、コンドルセは、「自然科学（数学・物理学）の発達は、道德と政治の科学の発達をうながし、その結果、法律や公共制度が整備される。」という歴史的理解を持ち、「宗教＝道德教育を排除し、他方で、科学教育を中心にして民衆の理性の覚醒と同時に新しい道德が形成」されると期待したと述べている⁵⁾。

「国家権力」の国家による相違について、水林章は、共和国において、「教育の大きな力を必要とする」

とモンテスキューの言葉を引用しながら、「国家が個人を解放するという場合、それを実際に行うのは『学校』なのだ」と解釈している (p.195)。水林彪は、フランスにおける自由の概念を「国家による自由」「市民共同的自己統治権力 (市民的公権力)」による自由」と表現し、イギリスの「国家からの自由」と対置させている⁶⁾。ドゥブレは、『『共和国』の学校は国家の学校ではない。』⁷⁾とやっている。「国家」や「公」という言葉が持つ意味やその国々による違いを考えずに、「国家権力の教育への介入」という言葉を用いることは正しい理解を損なう恐れがある。その国々による相違と教育との関係を根本的に考える上で、ゴブレ法成立時に展開された議論を読み解くことは示唆に富んでいると考えられる。

1. 先行研究の検討

1-1 公教育の<公>をめぐる

公教育の<公>とは何か。この議論を教育の「公共性」をめぐる議論と置き換えることは可能だろうか。近年「公共性」をめぐる議論が活発である。齋藤純一は、「公共性」という言葉が人々によって「肯定的な意味で活発に用いられるようになってきたのは1990年代を迎えるころから」であると述べている⁸⁾。この頃から、国家と市場社会が双方から区別される市民社会の独自の意味、「市民的公共性」が強調されるようになったという。齋藤は、ハンナ・アーレント、ユルゲン・ハーバーマス等が説いた公共性の理論を土台にして、独自の公共性論を展開し、「自己と公共性を複数の位相と次元において関係づける見方」、常に社会の変動により変化生成し続ける空間として位置づけている。齋藤は、「何をもってそうした公共的な価値とするかは、新たなニーズ解釈の提起に開かれた公共的空間において検討され、そのつど再定義されていくべき」(p.104)としている。そして、「公共性」を成立させる要素として、「公開された『現れの空間』であること」、「多種多様な他者の存在を肯定する『意見の空間』であること」、「誰もが必要とする『生命を保障する』こと」と再定義している⁹⁾。こうした近年の「公共性」を巡る議論は、20世紀半ばに有賀喜左衛門、安永寿延等によって展開された、「公=天皇/国家」といった主体概念を含む論調とは明らかに異なっており¹⁰⁾、戦後日本の社会構造の変化に対応したものと考えられる。その変化に教育の公共性も呼応している。鈴木敏正は、『『公共性』は、近現代の歴史全体において、政治的国家と市民社会の間における権利・権力関係を背景とした、すぐれて政治的な問題であった。それは大きく、政治的国家の側からの『国家的公共性』と市民社会の側からの『国民的ないし市民的公共性』の対抗的關係として理解されてきた。しかし、国家的公共性として国民的公共性を基盤にし、それを代表するものであってはじめて正統性が与えられるという基本的な関係がある。』と述べている¹¹⁾。そして、公共性の基本的基準は「公開性」、「人権性」、「共有性」、「計画性」であるとしている¹²⁾。

本研究が歴史的に明らかにしようとしている公教育教員の「公務員」性成立過程は、19世紀と時代は異なっているが、教育の「公共性」の原則に関する議論が活発に行われ積み重ねられた時代である。特にフランスの場合、ライックな市民社会の発達によってその「公務員」性を「国家公務員」とすることが選択されていく過程である。その過程を明らかにすることによって、「どのような教員が、何を教えること」が公教育の<公>を構築すると考えられてきたのかを考察したい。

1-2 「公務員」の定義とその権利義務

フランスの公教育に従事する教員は国家公務員である。これは、地方分権化が進む現在のフランスにおいても維持継続されている原則である¹³⁾。そして、その起源は、1886年ゴブレ法にある。

フランスの公務員については、晴山一穂が「フランスでは、ヴィシー政権下(1940-1944年)の特殊な一時期を除き、第二次大戦後に至るまで、官吏に関する一般法は存在しなかった。(中略)1946年10月19日、フランスで初めての本格的な統一的管理法を制定するに至った」と述べている¹⁴⁾。特に公務員の政治活動をめぐっては、「①公務員の政治活動を直接規制する法の規定は、一般の公務員については存

在しないこと、②公務員の政治活動は、まずなによりも公務員の権利（表現）の自由として捉えられていること、③公務員の政治活動は原則として自由であり、それが一定の限度を超えた場合に限って判例法上の制約が加えられること、④公務員の政治活動が制限を受ける場合でも、それに対する制裁は懲戒処分に限られ、刑事罰の対象とはならないこと、の4点において、国家公務員のほとんどすべての政治活動を刑罰でもって禁止する我が国の法性とは著しい対照をなしている。」と日仏間に大きな相違があることを指摘している¹⁵⁾。すなわち、「公務員も一般の市民と同様に公的自由を享有するとする観念は、フランスの学説における一致した観念」であり、それは、1789年人権宣言と1946年憲法前文に由来すると示唆している¹⁶⁾。ゴブレ法はこの間の未だ公務員の身分規定が定まっていなかった時期に公布された法律であった。

本論文で対象としている19世紀は、未だ「公務員」の定義が定かではないが、近代国家建設のために必要とされた職務を担当する者としてその存在は認められていたと捉えられる。それゆえ、本稿では、「公務員」を「当該社会において国または地方公共団体の職務と考えられている仕事を担当している者」と定義することにする。

1-3 ゴブレ法に関する先行研究

「はじめに」で、初等公教育教員を「国家公務員」にしたのはゴブレ法から初等教育費負担法にかけてであると述べたが、この見解も研究者によって若干異なっている。『世界教育史大系10 フランス教育史Ⅱ』（以下『大系10』と略記）では、1889年7月19日法（初等教育費負担法）が「教員を国家公務員とし、その給与は、すべて国が負担するにいたった。」としている¹⁷⁾。他方、梅澤は、「初等教育組織法にも初等教育費負担法にも公立教員は国家公務員であるという明文規定はみられない。」と記し、『大系10』における記述を踏まえた上で、初等公教育が「コミューンによる初等教育役務」から「国家による初等教育役務」に原理的に転換したのは初等教育組織（ゴブレ）法によるという立場をとっている¹⁸⁾。梅澤の研究は、「フランス初等公教育における親の教育統制、コミューンの地方統制（住民自治）とコミューン教員の位置や専門職性との関係を歴史的構造的に解明すること」を目的として、1879年のベール委員会案から1882年ベール組織法案審議について検討している。梅澤は、この審議過程でベール案が通り、フランスの義務教育制度は、「コミューンによる教育（教員）統制の排除のうえに、国家公務員となった。」と位置づけ、さらに、初等教育組織法と初等教育費負担法の制定過程で主たる論点となったのは、教員の任命権をだれが持つかについてであったとし、コミューン議会が持つか県知事が持つかで意見が分かれ、初等教育を「国家役務」とする上で教員の任命権を県知事が持つことが大きな意味を持ったと示唆している¹⁹⁾。

尾上は、梅澤の問題意識を継承し、特にゴブレ法の第22条で、「教員を『正教員』と『試補教員』に二分し、前者に任命されるためには『最低2年間の教職経験』が必須化されたという点に注目」し、「試補教員」制度の導入は、「教員任用のための専門的研修期間」であり、ゴブレ法制定には「専門的な学校による準備段階としての養成教育の改革と、教員として採用するための任用改革とを密接に連携させた」構造的改革の意図があったと示唆している²⁰⁾。

小野田は、主として教員の身分保障として教員の教育の自由および基本的人権を保障した近代フランス最初の法律としてゴブレ法を取り上げている。その優れた点として、「初等学校教員の職務管理および身分保障に関して、教員の代表自らが加わる審議機関である『初等教育県審議会』が設けられたのは第三共和政の1886年であった。」と述べ、ゴブレ法第44条による「初等教育県審議会」の設置を高く評価している²¹⁾。

こうしてみると、ゴブレ法は人権意識が高く教員の身分保障と専門性養成を十分に考慮した法律であったと理解できる。ゴブレ法をフェリー改革の「到達点」と、フェリー法と継続的に捉える研究者は多く、

ゴブレに焦点化した研究はギゾーやフェリーに関する研究に比べ少ない。ゴブレ法は1882年2月に当時公教育大臣であったポール・バールがその原案を作成し、上院に提出した法案を基に成立した。『大系10』では、同法を「公教育政策の頂点」と評価しつつ、「この法律の制定に当たって、もっとも功績があったのは、三番目の文部大臣フレシネであった。この『組織法』は、延々二十数回の審議の末、ようやく成立し、以後長く初等教育憲章として、初等教育の制度運用ならびに行政を規制し続ける。」と述べられている²²⁾。このような評価がゴブレ法およびゴブレに関する研究の少なさの一因となっているのではないか。

フランスにおける教育史研究においても、ゴブレ法は、ほとんど取り上げられていない。モーリス・ゴンタル著の *La question des écoles normales primaires de la révolution de 1789 à nos jours* でも、フランソワ・メイヤー著 *Histoire Générale de L'Enseignement et de L'Éducation en France Tome III de la Révolution à l'École Républicaine* (1981) でも、ゴブレ法に関する記述は少ない²³⁾。メイヤーの著書は、1789年から1930年までのフランス教育史研究である。この研究全体は、「革命後」、「ジュール・フェリー以前」、「ジュール・フェリーの時代」とフェリー改革を中心に時期区分されている。メイヤーは、ジュール・スティエグの「9年越しの成果」という言葉を引用して、ゴブレ法は、前段階の法制度無くして成立し得なかったとゴブレ法独自の価値をあまり高く評価していない²⁴⁾。

教員の「国家公務員」化を当時の教員たちはどのように捉えていたか、については、ジャック・オゾフの貴重な研究がある²⁵⁾。この研究は、退職した60歳以上の教師2万人を対象として1914年にアンケート調査を実施し、4千人から得た回答を、「教師として」、「授業をする」、「生計を立てる」、「尊敬を得る」、「共和国のために働く」、「共和主義者のカテキスム」、「狭間にあつて」の項目毎にまとめたものである。1888年に教員だった人物は、教員が公務員 (fonctionnaire en generale) として妬まれていた (p.148) と述べている。また、1883年に教員だった人物は、「教員は尊敬されていたが、少ない労力で多くの報酬を得る」と考えられていたと述懐している (p.149)。1865年に教員だった人物の娘は、「ライクな教育によって15歳から20歳までの若者の犯罪者が増えている、教育が道徳的ではないからだ」と教師であった母親は批判されていたと述べている (p.170)。

初等公教育をライクな教員にのみに委ね、教員を「国家公務員」化することは、単に教員の処遇を向上させるのみならず、社会の道徳教育観の変革 (非宗教化) をも迫る多難な道のりだった。その過程で、あまり注目されていないが、「延々二十数回の審議」を公教育大臣として乗り切ったのはゴブレであった。本研究は、公教育教員の「国家公務員」化を取り上げているので、ゴブレが公教育大臣に就任して以降のゴブレ法成立過程に焦点化して研究を行う。その審議過程は未だ「国家公務員」の定義と職務が法的に規定されていない中で進行し²⁶⁾、「国家公務員とは何か」という根本的な議論が展開されていた。

2. ゴブレ法以前の初等公教育教員の「公務員」化の過程

フランス革命以降ゴブレ法まで、初等公教育教員の「公務員」性がどのように定められていたかを表1に示した。1795年ドヌー法では、教員任命権は国家に委ねられていたが、教員給与は生徒の授業料で支払われていた。1802年公教育一般法から、教員選任はコミューン (市) 長とコミューン議会が担うようになっていたが、教員給与の財源は依然として授業料であった。1816年初等教育に関する勅令では、アカデミー視学官による試験を受け、コミューンの主任司祭およびコミューン長の品行方正証を持つ者が教員に選ばれるとされ、その給与は生徒の授業料で支払われていた。1833年ギゾー法では、教員任命権は公教育大臣に委ねられ、選任者はコミューン議会が教員候補者を推薦し、アロンディスマン (区) 委員会が教員としての宣誓を受けることになった。教員給与は、コミューンの直接税から支払われるようになった。ギゾー法では、授業料徴収を止め、その財源と教員推薦と共にコミューンを中心に形成されるようになったと言える。1848年カルノー法は、任命権は公教育大臣、選任はコミューン議会であり、

表 1. フランス革命後からゴブレ法に至るまでの公教育教員の「公務員」性の分析

法令名	成立年月日	公務員性	教員任命権	教員選任者	教員給与の財源	小学校設置者	小学校運営資金の財源
ドヌー法	1795/10/24		国(第6条)	市町村の管理者による推薦、県の行政官による指名(第3条)	県(第6条) 授業料(第8条)	各郡(第1条)	小学校授業料
公教育一般法	1802/5/1			コミューン長とコミューン議会によって選ばれる(第3条)	授業料(第3条)	コミューン(第1条)	
初等教育に関する勅令	1816/2/29			アカデミー視学官による試験を受け、コミューンの主任司祭およびコミューン長の品行方正証を持つ。(第10条)	授業料(第16条)	コミューン(生徒は無償)(第14条)	コミューンまたは複数のコミューン(第15条)
ギゾー法	1833/6/28		公教育大臣(第22条)	コミューン議会が教員候補を推薦し、アロコンディスマン委員会が教員としての宣誓を受け。(第22条)	コミューンの直接税(第13条)	コミューン、県、国家(第8条)	コミューン、特別税(3サンチーム税)、国家(第13条)
カルノー法	1848/6/30	国家公務員(大臣任命制)	公教育大臣(第7条) 中央委員会(第32条)	コミューン会議の推薦(第7条)	男性教員の給与は国家が支払う。(第9条)	国家(第4条)	
パリユ法	1850/2/8		県知事(罷免権を持つ)(第1条)				
ファルー法	1850/3/15		コミューン議会(第31条)	県アカデミー評議会(第31条)	コミューン・県・国家(第17条)	コミューン、アカデミー評議会(第14・15条・42条)	授業料(第24条)
デュルイ法	1867/4/10		市長の意見聞き県知事が任命(第1条)	県評議会(第1条)	授業料、コミューン(第3条)	コミューン議会の意見をもとに県議会(第2条)	「学校金庫」の開設(第15条)、4サンチーム税(第8条)不足の場合は国庫
ジュール・シモン法	1871/12/15		県評議会(第12条)	カントン評議会(第12条)	コミューンと県、不足の場合は国庫(第17条)	コミューンと県(第17条)	コミューンおよび県、3サンチーム税、不足の場合は国庫(第17条)
フェリー法(初等教育無償法)	1879/8/9				コミューン(第7条)	コミューン(第7条)	4サンチーム税は地方自治体が負担、国庫補助(第7条)
ゴブレ法	1886/10/30	国家公務員(大臣任命制)(第17条)	公教育大臣(校長、師範学校教授)(第28条) 県知事(小学校教員級の助教諭および実習助手)(第27条)	アカデミー視学の提案に基づき、公教育大臣の名のもとに、県知事(第27条)	コミューン(第14条)	コミューン(第14条)	コミューン(第14条)

男性教員の給与は国家が支払うことが規定された。2年間という短い期間ではあるが、男性の初等公教育教員は「国家公務員」となったのである。1850年バリユ法では、県知事にすべての権限が集中し、教員の罷免権も県知事が持つことが定められた。1850年ファルー法では、排除されていた宗教勢力が勢いを盛り返し、コミューン、県、国家の全てを教員給与の財源として、県アカデミー評議会が選任し、コミューン議会が教員任命権を持ち、司祭にも教員選任権が与えられた。1867年デュルイ法では、県評議会が選任した教員を県知事が任命し、教員給与の財源は再び授業料に依存するようになった。同法では、小学校運営のために「学校金庫」が開設された。学校運営の「公共性」を考える上で、独自の資金源を設置した重要な変化である。1871年ジュール・シモン法では、カントン（郡）評議会が教員選任権を持ち、県評議会が教員任命権を持つこととなった。教員給与の財源は、コミューンと県が負担することとなった。1879年フェリー法には教員任命権についての規定はなかったが、教員給与の財源はコミューンに依存していた。ライツな教育の財源は、コミューンが負担していたのである。ゴブレ法では、選任者は県知事であり、校長・師範学校教授の任命権は公教育大臣、小学校教員級の助教諭および実習助手のそれは県知事に委ねられた。教員給与の財源は依然としてコミューンに依存していた²⁷⁾。

一般的に見れば、ギゾー法までは、コミューンが財政的にも教員任命においても多くの責務と権限を握っていたが、カルノー法では2年間という僅かな期間であったが、国家がその責務を担い、ファルー法では宗教勢力が盛り返し、1867年デュルイ法から再びコミューンが復権した。更に、フェリー改革では、コミューンを財政基盤としながら無償化および世俗化が推し進められ、ゴブレ法によって財政基盤をコミューンに依存しながら、初等公教育教員の「国家公務員」化の方向性が決定したと見ることができる。さらに、1889年初等教育費負担法では、学校維持費を除いて、教員給与は全て国家が負担することが規定され、小学校設置者も国家となって、初等公教育教員の「国家公務員」化が完成したとみることができる。

3. ゴブレ法成立過程にゴブレ公教育大臣が果たした役割

3-1 *Le Projet de loi sur L'organisation de l'enseignement Primaire(1886)*²⁸⁾ の概要

ゴブレ法案は、ベルセロ (MM.Berthelot) を委員長、ギユイフレ (Guiffrey) 書記、ベルレ (Berlet)、デュメスニル (Dumesnil)、フェルリラ (Ferrouillat)、コルデレ (Cordelet)、ガリソン (Garrison)、ロジェ・マルヴェ (Roger -Marvaise)、ジャン・マセ (Jean Mace) を構成メンバー²⁹⁾ とする委員会によって報告された。ジュール・グレヴィ大統領の命によって組織され、ファリエ公教育大臣によって1884年4月7日に発足した委員会によって提案された。ゴブレを中心とした下院 (Chambre de depute) によって作成された法案が、1886年1月28日から3月2日までに15回、3月15日から3月30日まで8回上院会議で審議されることによって成立した。その審議の議事録は、*Le Projet de loi sur L'organisation de l'enseignement Primaire(1886)* と *Le Journal Officiel* に克明に記録されている。成立したゴブレ法は、1886年10月に公布され、同委員会で審議された内容とも若干異なっているため、その後再度検討されたものと想像される。しかし、その資料は残されていないため、本稿では、この上院での討議をもとに、ゴブレが教員の国家公務員化にどのような思想と構想をもって臨んでいたかを考察することにする。

第1次審議会の15回の審議内容は表2、第2次審議会における8回の審議内容は表3の通りである。

表2、3より、最も時間が割かれた条文は、第12条 (第2次以降17条) であった。第1次審議会では、ほぼ100ページ、4日間に渡る討議の結果第12条は合意を得、第2次でも議論が重ねられ、それは、一つの条文としては最長の2日間14頁分に及んだ。その条文とは、「すべてのレベルの公立学校における教育は、ライツな教員にのみ委ねられる。」という条文である。ゴブレ法案の中で最も議論の焦点となったのは、教員給与の財源とこの第12条を巡ってであった。本稿では、この二つの問題とそれに対するゴブレの主張および教員の懲戒処分をめぐる身分保障について取り上げる。

表 2. 第 1 次審議会の日程と審議内容

日にち	審議された条文	頁数	日にち	審議された条文	頁数
1月28日	1～7、10、13	pp.49～84	2月16日	21～19	pp.326～354
1月30日	4、8、9	pp.85～120	2月18日	20～34	pp.354～395
2月2日	10～12	pp.121～153	2月20日	35～37	pp.396～438
2月4日	12	pp.153～189	2月23日	38	pp.439～474
2月6日	12	pp.189～224	2月25日	39～57	pp.474～508
2月8日	12	pp.224～257	3月1日	5～additional	pp.509～548
2月9日	13、14	pp.257～294	3月2日	Additional	pp.549～578
2月13日	15～21	pp.295～326			

表 3. 第 2 次審議会の日程と審議内容

日にち	審議された条文	頁数	日にち	審議された条文	頁数
3月15日	負担法案、1～6	10頁	3月25日	25～27	13頁
3月18日	7～17(6頁)	19頁	3月27日	27～44	17頁
3月20日	17(8頁)、18	16頁	3月29日	32,41～61	15頁
3月23日	18～24	18頁	3月30日	62～66	17頁

3-2 教員給与の財源

ゴブレ法は、フランスの初等公教育史において、教員を国家公務員にした最初の法令として評価されている。しかし、教員給与の財源は市町村の4サンチーム税に頼り、不足分を国家が補助することになっていた。小学校設置費用は全面的に市町村に義務付けられており、教員を国家公務員とする財政面での根拠は、脆弱であった。すなわち、当時宗教関係の教員は、男性が3600人、女性が14000人存在するが、このポストを全員ライクな教員で埋めるためにどのような方策が取られるのかが問われたのである。この問題は、審議過程でも大きく取り上げられ、レオン・クレメントは、教員給与の財源として14ミリオンフランが必要と見込まれるが、それを市町村に負担させるのは、「地方自治体の強制支出であり、国家の強制譲与である」と鋭く追及した(p.129)。この予算の負担方法が明記されていないのに、初等公教育教員を国家公務員として組織しているのは問題であるから、認めることはできないとの反対意見もあった。

この反対意見に対し、ゴブレは、必要な14ミリオンフランは、国家が負担すると言明した(p.129)。それは、一旦市町村に支払いを求めるが、国家が償還すると明言した。また、現在市町村に支払っている4サンチームと県に支払っている4サンチーム税を国に支払うようにし、合計8サンチーム税を課すことによって国家が教員給与費を負担すると言明した。この国家予算は、一つの法律で決定することができないため、現在ここに明記することができないと釈明し、この法案の承認を賛成多数で得たのである。ゴブレはこの会議が終了すると即座にサリエン(M. Sarrien)内務大臣とカルノー財務大臣と連名で3月13日にDes Dépenses Ordinaires de L'enseignement Primaire Publicという名称の法案として提出した。この法案の第1条には、初等教育教員の給与は国家が支給すると明記されていた³⁰⁾。この法案は、多少変更されて1889年7月19日法(初等教育費負担法)として公布された。ゴブレ法案は1886年4月3日に国会の承認を得た。公教育費における国家の負担は、表4に示すように、1879年フェリー法の教育の無償制成立以後急激に増加していった。ゴブレ法以後、一旦国庫からの援助が減少する。1889年初等教

表 4. 通常の経費に適用される歳入
 (Ressources Appliquees aux Depenses Ordinaires des Écoles Primaires Publiques
 Traitements, Loyers scolaires, suppléments votes par les communes en dehors du traitement legal.)

年	コミューン収益 (Resources Communales)				4 サンチーム税収益による県補助金 (Subvention sur les 4 centimes departementant)	国家からの補助金 (Subvention de l'Etat)	歳入合計 (Total des ressources egal au total des depenses)
	贈与および寄贈額 (Dons et Legs)	一般課税収入、4 サンチーム特別 税、サンチーム臨 時税 (Prelevement sur revunes ordinaires, 4 centimes speciaux, centimes extraordinaires)	授業料 (retributions scolaire acquittée par les familles)	合計 Total			
1875	(f) (c) 1,049,446 16	(f) (c) 28,735,862 41	(f) (c) 18,452,677 50	(f) (c) 48,237,986 07	(f) (c) 5,863,284 27	(f) (c) 1085598458	(f) (c) 64,957,254 92
1880	1,115,935 07	39,389,419 78	16,809,923 70	57,315,278 55	8,645,139 76	20,109,318 47	86,069,736 78
1881	1,119,392 83	40,909,192 38	9,002,340 42	51,030,925 63	8,306,295 84	31,128,507 34	90,465,728 81
1882	720,414 69	26,497,523 23		27,217,937 92	6,617,276 30	69,654,570 07	103,489,784 29
1883	666,802 78	29,481,741 97		30,148,548 85	6,462,637 03	74,161,828 66	110,773,009 54
1884	612,665 04	31,750,134 01		32,362,799 05	5,600,994 51	78,045,895 90	116,009,689 46
1885	567,692 72	35,313,891 81		35,881,584 53	5,077,810 12	77,511,477 98	118,470,872 63
1886	555,133 17	37,521,316 22		38,076,449 39	4,783,673 47	77,076,251 73	119,936,374 59
1887	561,952 33	39,481,506 83		40,043,459 16	4,828,755 07	76,673,654 47	121,545,868 70

Ministere de L'instruction Publique et des Beaux-Arts Recueil des Monographies Pedagogiques tom.Premier 1889p.597 よりそのまま引用。

表 5. 初等公教育費 (1888-1892)

費目	Traitements du personnel, Caisses des ecoles. Loyers d' ecoles- subventions aux ecoles maternelles et aux classes enfantines ces ecoles a aient communes dans lesquelles ces ecoles avaient et regulierement crees avant la promulgation de la loi du 30 Octobre 1886	Enseignement primaire, Cours d'adultes Materiel. Encouragements, Bibliothèques scolaires	Enseignement primaire, Secours et allocations	Remboursement, par annuités, a la caisse des lycées, collèges et écoles primaire	Subventions aux départements, villes on communes, destinée a faire face au paiement de partie des annuités dues par eux et necessaires au remboursement des emprunts qu'ils ont contractés pour la construction de leurs établissements publics d'enseignement supérieur, d'enseignement secondaire et d'enseignement primaire	Total
日本語訳	職員給与、学校資金 学校賃貸料 - 特に 1886 年 10 月 30 日の法律の公布の前にこれらの学校があつて定期的に創設したコミューンに新しい料金を課さないために、保育園と幼稚園への助成金	初等教育、成人コースコース。奨励、学校図書館	初等教育、救済および手当	年金による、高校、大学および小学校の基金への払い戻し	県、町またはコミューンへの補助金は、それらが支払うべき年金の一部の支払いに対処することを意図しており、彼らが高等教育、中等教育および初等教育の公共機関の建設のために契約したローンの返済に必要な補助金。	合計
1888	(fr) 57,528,000	(fr) 728,800	(fr) 2,131,200	(fr) 6,531,000	(fr) 2,986,400	(fr) 69,905,400
1889	58,048,000	818,800	2,111,200	6,531,000	3,863,430	71,372,430
1890	104,361,861	818,800	2,011,200	6,531,000	4,564,299	118,287,160
1891	105,567,400	706,800	1,972,000	6,531,000	4,648,899	119,426,099
1892	109,024,400	660,000	1,957,000	6,531,000	5,143,000	123,315,400

Budget des dépenses de l'exercice 1889-1892 / Ministère de l'instruction publique (BNF 所蔵) より河田が作成。

育費負担法以後の国家の教育費については、1888年から1892年までの国家予算に関する統計資料に基づき、表5を作成した。表4は、歳入費目を基に作成されており、表4は前年度支出実績と次年度予算計画に基づき作成された統計資料であるため、さらに、年ごとに予算に組み込まれる費用が若干異なる場合があるため、年度毎の増減を正確に把握することはできない。しかし、概算すれば、人件費が1890年から国家負担となったために、倍増したことは同表より明らかである。1890年以降、公教育費全体が国家予算に組み込まれていたことも、その総額がほぼ等しく1億2千万フラン相当の金額であったことから読み取ることができる。公教育教員給与費国家負担は名実共に実現したのである。

3-3 第12条を巡る議論

法案中第12条成立に反対したのは右派であり、反対の理由は当時修道会員で教員になっている者が排除されることは、全ての国民に市民としての権利を保障している憲法に反しているというものであった。なぜ、クリスチャンの市民権が保証されないのか。何故、学校で神について語ってはいけないのか、ここで展開された議論では、ライクな教育とライクな教員以外を公教育から排除するということが、フランス国家の公共性とどのように関わるかが真剣に議論されている。

まず、ゴブレがこのような法案成立に至った理由を「我々が、小学校教育を義務化し、国家の学校としてから、告解や信仰や他者を傷つけることから学校を切り離れた。カソリックの家族の子どももいれば、他の宗派に属する子どもも、どの宗教も信じない親の子どももいる。どれか一つの宗派を信じることによって、一方の宗派を傷つけてはいけないのです。」(p.165)と述べた。ゴブレはさらに、信仰の自由を国家は認めていると言明した(p.166)。過去には、道徳律が抵抗できないほどに宗教の教義に縛られていた、現在は、「全ての人間に通用する共同体の精神を模索すべきである。」(nous pensons, nous qu'il faut la chercher dans la conscience commune à tous les hommes)、さらに、「私たちには権利と義務がある。ただ単に、私たちの共和国の憲法、つまり市民としての自由・平等・博愛を適用するだけではなく、私たちには新しい世代に愛と尊敬を刻み込む権利がある」((p.174)と宗教から離れた市民社会の形成に教育が果たす役割を述べた³¹⁾。また、シェネスロン(Chesnelong)に「homme libre」とはどのような人間の事をいうのかと尋ねられ、「私は、ただ普通の市民を想定しています。この自由の定義を享受できる私的な人間、これを放棄することができる人、単なる公務員ではなく最も高い公務に就く人、それは公教育の教員です。私にとっては、この公務員、公的権威のこの部分に奉仕する人、理性と法律にのみ敬意を表する人にしか自由を認めることができない。」³²⁾(p.175)と答えている。

しかし、反対派のビュフェ(Buffet)は、「私は、法的な排除については、如何なるものに対しても抵抗する。それは憲法に反するからである。しかし、多くの市民的な職務に、聖職者を就かせろと言っているのではない。それは、自分の言っていることと矛盾しているように思えるが、私がこれまで権限を持っていた職業の中で、クリスチャン、世俗、修道者と区別して配置したことは決してないからである。」(J'ai protesté contre l'exclusion légale, absolue, qui est inconstitutionnelle, mais je n'ai point dit ni voulu dire que, en fait pour la plupart de ces fonctions civiles, il fût expédient d'y appeler des ecclésiastiques; j'aurais été, en le disant, en contradiction avec moi même, car j'ai été dans ma vie plusieurs fois au pouvoir, et je n'ai jamais appelé aux fonctions dont je disposais aucun membre du clergé ni séculier, ni régulier)と説き、「クリスチャンの市民的権利がないがしろにされている」と激しくゴブレを批判した(p.200)。この論調はシェネスロン(Chesnelong)、フレスノウ(Fresneau)、バルドゥ(Bardou)等の論陣にも引き継がれ、時に、クリスチャンとライクで国内を二分し戦争を引き起こすまで言及された(p.159)。反対者ビュフェは、ゴブレを「法律の奴隷」(les esclaves de la loi)とも罵り(p.202)、「クリスチャンの子どもの信仰を学校で攻撃されたらどうするのだ。」と非難した(p.203)。また、バルドゥからは、村ではキリスト教の宗教教育を認める。「ライクな教員に変えることを望まないコミューンに

はその自由を認める。特に女性の教員に対して認める」(p.227)という修正案が出されたが、否決された。長い議論の末、第12条は賛成164票、反対105票で承認された。

この議論の中核は、どのようなモラルが公教育をけん引できるか、という問題であり、カソリック信徒も他の宗派の信徒も含めてそれを国家が定めることができるのか、「中立性」を謳っているのに何故キリスト教が否定されなければならないのかという現代にも通じる問があった。

公教育における宗教的中立は、近現代において「公教育の三原則」の一つとされている。現代の公教育においても公教育を宗教から独立させることを原則とされていることから考えても、ゴブレは、この問題に対し、極めて合理的普遍的かつ近代的な思想で議論をリードしたと筆者には思える。

3-4 教員の身分保障

ゴブレ法において教員が国家「公務員」であることは、教員の懲戒処分を規定した下記条項から明らかにされる。

第31条 懲戒はアカデミーの視学官によって通知される。アカデミーの視学官によって宣告された懲罰は、県議会の理由付見解が出された後、公務員法令集への広告により公開告知される。

懲戒は、県議会の理由付見解が出された後、アカデミー視学官の提案に基づき県知事によって広告される。

懲戒の場合は、容疑を受けた公務員は、身上書類をもってあらかじめ申し出ることによって委員の前に出頭する権利がある

解任された公務員は、県の規則執行後20日間の間に、大臣に控訴することができる。この上訴は延期できない。

高等科の校長および職工学校の校長、第24条に示した教授は現行法第3項によって規定されるフォームで公教育大臣によって罷免または更迭される。

すなわち、教員職の罷免を受け、不服申し立て(控訴)をしようとしている者について「fonctionnaire = 公務員」という言葉を使っているのである。教員は、公務員の上に付与された専門性のある職業身分であり、それが失効になったからといって、公務員としての立場は、一定期間保証されていることが明確にされている。同法について、作成員の一人であるフェレイラは、「現行法よりもリベラルであり、教員に保証と安全を与えた」と述べている³³⁾(26条についてはp.380から)。ちなみに、明治期日本では、同時期1887年公布され、前年に判任官待遇となった公教育教員も対象とした「官吏服務規律」には、「天皇陛下及天皇陛下ノ政府ニ対シ忠順勤勉ヲ主トシ法律命令ニ従ヒ其ノ職務ヲ尽スヘシ」(第1条)、「官吏ハ其ノ職務ニ付本属長官ノ命令ヲ遵守スベシ但其ノ命令ニ対シ意見ヲ述ブルコトヲ得」(第2条)という条文があり、長官の命令に服従することが求められ、その監督及び懲戒処分の権限は上官にあり、「意見」することはできても、上官の命令や判決を覆すような不服申し立ての権利等、権利についての規定はなかった。懲戒処分に対する教員の不服申し立ての権利は、ユネスコ特別政府間会議で採択された1966年「教員の地位に関する勧告」(50-e)によって明確に規定されたのであり、この観点から見ても、ゴブレ法が19世紀末にあって教員の人権を尊重した法律であったことがわかる。

4. 公教育大臣ゴブレについて

ゴブレは、1828年に生まれ、1885年4月6日、フェリー内閣倒閣後、公教育大臣に任命された。ルイ・リアール(Louis Liard)³⁴⁾は、ゴブレを「急進的でリベラル」だと称し、「ゴブレはジュール・フェリーに好意を抱いていなかった」と記述している³⁵⁾。この文書の中で、ゴブレの演説が直接引用されている。この演説の内容から、ゴブレが教員を国家公務員にすることによって、教員の教育の自由が脅かされる

という批判に対し、考え抜いた法体系を考え具現化しようとしていたことがわかる。ゴブレは、「国家は全ての宗教的信仰を尊重する。」「初等教育は全ての人々、他で教育を受けることができない全ての人々に開かれている。全てに同じではなく、同じ精神で動かされた同じプログラムで、同じ質の教師によって与えられてしかるべきではないか。このようなことが実現できるのは、ただ国家のみである。」「人は、法律は自由を侵害するというが、法律は全ての教師、道徳的な要件を満たし、自由に教育できる権利を持つために必要な能力を有している全ての教師を保障しているのである。その一方で、家庭における教育を受けられず、家族相互の教育を受けられないほど、国家の学校に通うことを義務付けることはしない。」「法は、国家の教育における役割を文字通り制限する。」と述べ、国家による教育への介入のあらゆる危険性については極力制限する旨を伝えている。そして、「諸君、私に誠意をもって語らせてほしい。私が掲げる国家と市民社会が相互に独立性を保つことを阻む法律の承認は、これを拒否することができるのである。この法律は、自由と誠実の全精神のためにあるという主義を保ち、疑いなく適用される。濫用されることが有ったとしても、それは人間の仕業である。パブリック・オピニオンによるコントロールが必要であろう。」と述べている。彼は、市民的権利を侵害するような国家権力の在り方は許さない姿勢で、ゴブレ法を作成したのである。そして、同法を公布した翌々月12月11日ゴブレは大統領となった。

ゴブレは、大統領辞任後、セヌ市長となった1893年に *De La Revision de la Constitution* を執筆し、憲法改正の必要性を主張した。改正の内容としては、二院制を廃して、上院のみの一院制とし、外交問題を中心に審議過程を簡略化し、迅速な政策運営を図ることにあったと読み取れる³⁶⁾。

ゴブレのリベラルな思想は、1905年に出版された *La Crise du patriotisme a l'école* における彼が執筆した序文からも読み取れる。同書は、エミール・ボキユイロン (Emile Bocquillon) が執筆し、1886年に死去した生理学者で政治家ポール・ベールの妻ベール夫人によって刊行された反戦的な啓もう書である。ゴブレは、その序文で、1870～71年の普仏戦争の際に教員の愛国心が政府の意図によってゆがめられ戦争に利用されたと批判している。彼は本物の愛国心は、「共和主義の理念に基づいており、革命下に我々が共和主義として唱えたことを忠実に継承していると自認しているものと愛国心は同一である」と述べている (p.x)。すなわち、国際的で人道的な精神であり、戦争とは相容れないものであると主張している。また、「愛国心とは、新しい世代の心を無気力にするものではない。戦争は、この見地からは不可能であり、愛国心によって安らぎを得る若者に課した義務に背くものになるであろう。」 (p.xii) と述べている。戦争をすることは共和主義の精神に反しており、「ポール・ベールによってとなえられた盲目的な愛国心や排外主義は、もはや愛国主義と呼べる代物ではない」 (p.x) と批判している。愛国心について根本的に考え、偏狭なナショナリズムが戦争を産み出すのに対し、真の愛国心は、国際的で人道的な立場をとり、若者の英気を育むものであるとしている。

経済学者で後に財務大臣となるフェルナン・フォーレ (Fernand Faure) は、ゴブレは政治家としては稀に見る道徳性によって高く評価されていたと述べている。ゴブレによる、正義のためならば時と相手を選ばない歯に衣着せない言動は時に強い反発を招いたようである³⁷⁾。ゴブレは、*De la Revision de la constitution* の中で、フェリーの政策に対して「フェリーは、1884年に、上院議員の終身身分保障制度を抑制し、共和国の議論から原則を宣言するだけで、上院と財務省のそれぞれの権限の問題を決めることにも成功しなかった。これらの先例や議論からはほとんど学ぶものがなかった。」と批判している³⁸⁾。特に前述の *La Crise du patriotisme à l'école* は、ポール・ベールへの批判を含んでいたためにキリスト教擁護者からの強い批判を受け、大統領の地位を追われ、淋しい最期だったとフォーレは記述している。フォーレは経済学者として、1910年の公務員について統計的にまとめ、このような作業は今までに行われていないが、フランスが他のヨーロッパ、ロシア、アメリカ諸国に比べ、国家公務員が多く、国家財政を圧迫している趣旨の論文を執筆している。また、フォーレが、ゴブレを批判している文書として取り上げたフェルディナン・ビュイソン (F.Buisson) の *La Crise de <L'Anticlericalisme>* (1903) では、

ゴブレの名前は一度も出てこないが1889年体制が批判され、クリスチャンにも自由を平等に与えるべきであると強く主張されている。クレマンソーは、ゴブレの政敵とも言える人物であったが、ゴブレの故郷 Amien における1907年の講演で、ゴブレはブルジョワ階級の優秀な家に生まれ、優秀な成績を収め、エリートとして昇進していったが、「ブルジョワ階級出身の夢想家」であり、「狭量で凡庸な人と評価されなければならなかった。」と酷評した³⁹⁾。

政治的に対立する政治家同士の評価として差し引いて考えても、当時ゴブレの教育政策には、

- ①国家財政を考えずに、小学校教員給与を国家負担とした。
- ②ライシテを実現するにあたって、キリスト教権拡張主義派に不平等感を与えた。
- ③ポール・バール、ジュール・フェリー等他の政治家に対する批判的な言説が多かった。

という3点で周囲の理解を得られない部分があり、公教育教員の「国家公務員」化は、平坦な道のりではなかったのである。

しかし、周囲に反対の論客が多い中で、共和主義の理念に基づき、教員を国家公務員とすることでライック（非宗教的）な公教育を実現し、公教育における宗教勢力の排除を政治的に実現した力量は、もっと積極的に評価されるべきであると筆者は考える。

おわりに

本稿では、フランス公教育史においては、共和国の理念を実現する国家が、常に教会および宗教と対抗する存在としてとらえられてきており、初等公教育教員を「国家公務員」とした理由は、共和主義に基づくライックな教員による教育を実現するためであったことを明らかにした。国家権力はあくまでも共和主義を公教育に貫徹させるための後ろ盾であり、「国家による『宗教からの自由』の保障」として必要不可欠だったのである。また、フランスの公務員は、基本的に革命の精神に沿ってその存在の性格が規定されており、ゴブレ法により、市民的生活を精神的、経済的、政治的に保障された存在になっていたといえる。

ゴブレ法を作成したゴブレ公教育大臣は、上院における「ライックな教員にのみ公教育を委ねる」という条文承認のための長い議論に耐え抜き、戦争のために若者の愛国心を利用するのは間違っていると主張し、ゴブレ法公布直後に大統領となった。19世紀末にも帝国主義に流されない人物が時の大統領となる基盤がフランスにあったといえよう。

本研究はJSPS科研費（課題番号26381058）の助成を受けて遂行しました。また、本論文は、拙科研費報告書『教員の「公務員」性成立過程をめぐる歴史の国際比較～日本とフランスの比較～』（2019年2月 東京家政学院大学）の一部を加筆修正したものです。尚、本研究で用いた上院議事録、統計等は総てBibliothèque Nationale de France (BNF) に所蔵されています。研究にご協力頂けたことに心からお礼申し上げます。

<注>

- 1) 梅澤収「フランス義務教育制度における教員の位置—初等教育組織法（1886年）の成立過程を通して—」『東京大学教育行政学研究室紀要』第9号、1989年34頁。Peter M., Primary Schoolteachers in Nineteenth-Century France: A Study of Professionalization through Conflict, *History of Education Quarterly*, vol.25, 1985, p.32.
- 2) コンドルセ著 松島鈞訳『世界教育学選集 23 公教育の原理』明治図書出版 1972年（初版は1962年）
- 3) 堀尾輝久『教育の自由と権利—国民の学習権と教師の責務—』青木書店 2002年 pp.26-28、中内敏夫『教室をひらく』藤原書店 2001年 p.102、兼子仁『国民の教育権』岩波新書 1971年 pp.54～55
- 4) 堀尾輝久『現代教育の思想と構造』1971年 岩波書店 p.45、p.123、p.177、p.182、注4

- 堀尾輝久「コンドルセ」『教育学の名著 12 選』（梅根悟・長尾十三二編）学陽書房 1974 年 p.80
- 5) 堀尾 1974 年 前掲書 p.71
 - 6) レジス・ドゥブレ 樋口陽一・三浦信孝・水林章・水林彪『思想としての〈共和国〉』みず書房 2016 年 p.306
 - 7) レジス・ドゥブレ 前掲書 p.286
 - 8) 齋藤純一『公共性』岩波書店 2017 年（初版は 2000 年）p.2
 - 9) 齋藤 前掲書 pp.21-107
 - 10) 有賀喜左衛門「公私の観念と日本社会の構造」『有賀喜左衛門著作集 第 4（封建遺制と近代化）』1967 年 未来社、安永寿延『日本における「公」と「私」』日本経済出版社 1973 年、田原嗣郎「日本の『公』と『私』」『文学』56 号、1988 年
 - 11) 鈴木敏正『教育の公共化と社会的協同一排除か学び合いか』北樹出版 2006 年 p.27
 - 12) 鈴木 前掲書 p.20
 - 13) 門彬「フランスの憲法改正—新たな地方分権改革法の制定—」『調査と情報』第 425 号国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 425 2003 年 7 月 pp.9-10
 - 14) 晴山一穂「フランスにおける公務員の政治活動」晴山一穂・佐伯祐二・榊原秀訓・石村修・阿部浩己・清水敏『欧米諸国の「公務員の政治活動の自由」その比較法的研究』日本評論社 2011 年 p.126
 - 15) 晴山 前掲論文 p.136
 - 16) 晴山 前掲論文 p.125
 - 17) 梅根悟監修『世界教育史大系 10 フランス教育史Ⅱ』講談社 1975 年 p.143
 - 18) 梅澤収「フランス義務教育制度における教員の位置—初等教育組織法（1886 年）の成立過程を通して—」『東京大学教育行政学研究室紀要』第 9 号 1989 年 p.36 注 1 梅澤、前掲論文 2009 年 p.57
 - 19) 梅澤収「フランス義務教育制度における教員の位置—初等教育組織法（1886 年）の成立過程を通して—」『東京大学教育行政学研究室紀要』第 9 号、1989 年 pp.26-34。
 - 20) 尾上雅信「フランス第三共和政初期の教員養成改革に関する考察（6）—任用制度の改革を中心に—」『岡山大学大学院教育学研究科研究集録』第 140 号 2009 年 pp.129-130 尾上は、『フェルディナン・ビュイッソンの教育思想』（東信堂、2007 年）で、ビュイッソンによるゴブレ法の評価に論及している（pp.204-211）。
 - 21) 小野田正利『教育参加と民主制—フランスにおける教育審議機関に関する研究—』風間書房、1996 年、p.199。
 - 22) 前掲『世界教育史大系 10』p.139。
 - 23) M.Gontard, *La question des écoles normales primaires de la révolution de 1789 à nos jours*, Institut pédagogique national, 1879. F. Mayeur, *Histoire generale de l'enseignement en France* T. 3, Paris, 1981.
 - 24) F. Mayeur, *Histoire generale de l'enseignement en France* T. 3, Paris, 1981, p.541
 - 25) J.Ozouf, *Nous les maitres d'école~Autobiographies d'instituteurs de la Belle Epoque~*, Gallimard, 1973. G.Duveau, *Les Instituteurs*, Éd. du Seuil, 1957. Marc Villin et Pierre Lesage, *La Galerie des maitres d'école et des instituteurs 1820-1945*, Plon, 1987.
 - 26) 晴山一穂「フランスにおける公務員の政治活動」（晴山一穂・佐伯祐二・榊原秀訓・石村修・阿部浩己・清水敏著『欧米諸国の「公務員の政治活動の自由」その比較法的研究』日本評論社、2011 年所収、126 頁。）晴山は、「フランスでは、ヴィシー政権下（1940 - 1944 年）の特殊な一時期を除き、第二次大戦後に至るまで、官吏に関する一般法は存在しなかった。（中略）1946 年 10 月 19 日、フランスで初めての本格的な統一的管理法を制定するに至った」と述べている。
 - 27) この点については、拙科研費報告書『教員の「公務員」性成立をめぐる歴史の国際比較—日本とフランスの比較』（2019 年）に詳述している。
 - 28) *Le Projet de loi sur l'organisation de l'enseignement primaire* (1886) Recueil de documents parlementaires relatifs à la discussion de cette loi au Sénat (1ère délibération) Paris C.Delagrave : Hachette et Cie, 1886 (BNF 所

蔵). *Le Journal Officiel*, 3/15, 3/18, 3/20, 3/23, 3/25, 3/27, 3/29, 3/30 (1886)

- 29) p.3に記載されている。
- 30) Article 1er. — Les dépenses ordinaires de l'enseignement primaire public et des Écoles normales primaires sont à la charge de l'État, des départements et des communes, selon les règles posées par les articles 2, 3, 4 et 22 de la présente loi.
- 31) “Je dis que nous avons le droit et le devoir, non seulement d'enseigner le mécanisme constitutionnel, mais les principes sur lesquels repose notre Constitution républicaine, c'est-à-dire, comme on le rappelait tout à l'heure, la liberté et l'égalité des citoyens. Nous avons le droit de faire aimer ces principes, d'en inculquer l'amour et le respect a nos jeunes generations.” (p.174)
- 32) “Je veux admettre qu'un simple citoyen qu'un homme privé, qu'un particulier puisse accepter cette définition de la liberté, et faire de lui-même cet abandon; je ne l'admets pas d'un fonctionnaire, et notamment de celui qui est charge de la plus haute de fonctions, celle de l'enseignement public; quant à moi, pour ce fonctionnaire, pour celui qui est investi de cette part de l'autorité publique, je ne connais qu'une liberaté: celle qui ne s'incline que devant la raison et devant la loi.”
- 33) Ferrouillat, Rapport sur L'organisation de l'enseignement Primaire, *Le Projet de loi sur L'organisation de l'enseignement Primaire(1886)* p.12, “Ces dispositions sont conçues dans un esprit plus libéral que la législation existente et donnent a l'instituteur des garanties et une sécurité dont il n'a jamais joui jusqu'à présent et qui amélioreront grandement sa situation.”
- 34) Louis Liard は、1884年にジュール・フェリーによって教育省高等教育部長に任命され、18年間その職にあった。グリアールの後任でバル副市長になった (Françoise Mayeur, 1981, p.560)。
- 35) Louis Liard, *Ministre de L'instruction Publique*, 1906 p.1
- 36) René Goblet, *De La Revision de la Constitution*, 1893 G.Berthoumieu
- 37) Fernand Faure, *René Goblet*, 1905, aux bureaux de la “Revue politique et parlementaire”, p.5
- 38) René Goblet, *De la Revision de la constitution*, G.Barthoumieu 1893, p.9
 “Ferry, en 1884, qui n'a guère fait autre chose que de supprimer l'institution des sénateurs inamovibles et de proclamer hors de discussion le principe de la République, mais n'a même pas réussi à trancher la question des attributions respectives du Sénat et de la Chambre eu matiere financière. Il n'y a pas grand enseignement a tirer de ces précédents et de discussions quuxquelles ils ont pu donner lieu.”
- 39) Georges Clemenceau, “Discours prononcé à Amiens, par M. Clémenceau... le... 6 octobre 1907, à l'occasion de l'inauguration du monument élevé à la mémoire de M. René Goblet” 1907.

(受付 2019.3.26 受理 2019.6.6)